

## 傍 聴 要 領 (案)

東松島市総合教育会議

## 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、当日、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、事務局職員の指示に従い会議の会場に入室すること。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員（概ね10名）になり次第、受付を終了する。

## 2 傍聴者の遵守事項

- (1) 会議を傍聴するに当たっては、議長及び事務局職員の指示に従うこと。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) その他会議の支障となる行為をしないこと。

## 3 会議の秩序の維持

議長は、傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場を命ずることができる。